

面接調査の説明とご協力をお願い

このたびは内閣府が実施する交通犯罪に係る被害者等のご子弟への支援についての調査にご協力を賜り、まことにありがとうございます。面接調査の説明の際にこの説明書をご参考いただき、ご検討いただければ幸いです。

1 面接調査の内容

この調査は、交通犯罪により保護者又は兄弟姉妹を亡くされたご子弟がその交通犯罪により被った精神的影響やその回復への課題を明らかにし、ご子弟に対する支援の在り方等を検討しようとするものです。この調査をお願いする方は、交通犯罪により保護者又は兄弟姉妹を亡くされた後一定期間を経たご子弟及びその保護者の方です。

面接は、事前に調査の説明を行った後、調査への参加に同意を頂いた方をお願いいたします。面接の際には、調査員が【犯罪被害者支援センター】の会議室（個室）で、直接お会いして、以下のような内容の調査を面談形式で1名ずつ行います。なお、調査員は【犯罪被害相談員及び臨床心理士】の2名で担当します。

(1) 聞きとり調査

交通犯罪により保護者又は兄弟姉妹を亡くされたご子弟がその交通犯罪により被った精神的影響やその回復の状態などを調査員が口頭でお伺いします。お時間はご子弟及び保護者の方とも90分程度を予定しています。交通犯罪やそれに関連する出来事をお話いただくことは、お気持ちの整理に役立つ面もありますが、お気持ちにご負担をかけることもあると思います。「質問に答えようとして、過去の体験を思い出して気持ちがつらい」、「思い出して答えようとしているのだけれども、どう答えていいのかかわからない、うまく思い出せない」という方もいらっしゃると思います。そのため、調査においては、ご無理のない範囲でお答えいただければ結構です。

面接調査の日時はご希望を伺い、調整させていただきます。

夕方や休日でも皆様のご都合にあわせて伺います。

(2) 調査内容

子弟の方へ

- ・ 被害当時やその後のご子弟、ご家族の状況等
- ・ ご子弟とご子弟を取り巻く環境で困ったこと、助けられたと思えたこと（家庭、学校、友人関係等）
- ・ ご子弟の支えになったこと
- ・ その他

保護者の方へ

- ・ 被害当時やその後の保護者の方、ご家族の状況（生活の変化等）
- ・ ご子弟とご子弟を取り巻く環境で困ったこと、助けられたと思えたこと（家庭、学校、友人関係等）
- ・ ご子弟への対応に関して、保護者の方を取り巻く環境で困ったこと、助けられたと思えたこと（親戚、友人関係等）
- ・ ご子弟の支えになったこと
- ・ ご子弟の養育に当たって自分自身の支えになったこと
- ・ その他

2 聞きとり調査場所

原則として、【犯罪被害者支援センター】会議室にて行います。

3 日時

1月～2月末のいずれかで、個別に調整させていただきます。

4 調査にご協力いただいた場合の皆様の利益と不利益について

ご協力いただいた結果を踏まえ、社会に提言していくことによって今後の被害者支援に関する施策の改善に寄与できると考えております。

一方、面接調査にご子弟及び保護者の方とも90分程度お時間がかかることと、また被害についてお伺いするために、皆様の時間的あるいは精神的なご負担が生じる可能性があります。もし、面接調査の間に具合が悪くなられた場合は、調査を担当する【犯罪被害相談員又は臨床心理士】が対応いたします。

また、調査にご協力いただいた謝礼として、お一人5,000円をお支払いさせていただきます。

5 倫理的な配慮について

調査は十分な説明の後、皆様のご同意のもとに実施いたします。開始以降もいつでも調査参加をやめることができます。また、調査に参加されない場合、途中で参加をやめられたことによる社会的不利益は生じません。

調査後の結果の管理ですが、調査票は、面接調査担当者が匿名とした上で事務局（（株）日通総合研究所）に郵送することになります。匿名化に当たっては、保護者及び子弟の区別及び親子の関係を把握することは可能なようにしますが、氏名などの本人が特定できるような情報は記載しないものとなります。そして、調査結果は本調査終了後にすみやかに破棄しますが、それまでの間は、調査受託者である（株）日通総合研究所が厳重に保管いたします。また、調査結果は報告書で報告されることとなりますが、皆様の個別の情報が公になることはありません。

